

- P2 ▶ 東京商工会議所と「東京における働き方改革の推進等に関する連携協定」を締結しました！
- P2 ▶ 中小企業従業員生活資金融資 利率の引き下げ実施中！
- P2 ▶ 「職業訓練校生徒作品展'18&匠の技展」を開催します！
- P4 ▶ 東京労働局からのお知らせ
- P5 ▶ 都立職業能力開発センター等 4月入校生募集のお知らせ

平成29年(2017年)12月22日発行
 東京都産業労働局雇用就業部調整課
 〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1
 ☎03(5320)4646
 印刷物規格表1類 印刷番号(28)65

はたらく

 TOKYO

東京都の雇用就業に関する総合WEBサイト
TOKYOはたらくネット
<http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/>



TOPICS

働き方を見直すいきいき職場を応援！

2月8日
開催！

ライフ・ワーク・バランスフェスタ東京2018



Life Work Balance Festa Tokyo 2018

入場無料

東京都は、生活と仕事を両立できる社会的気運の醸成を図るため、「ライフ・ワーク・バランスフェスタ東京2018」を開催します。働きやすい職場づくりに取り組む経営者・管理職・人事労務担当者の方、必見のイベントです！

メインステージでは、働き方改革に先駆的に取り組む企業の代表者による講演及びパネルディスカッションのほか、子育て中の従業員の方も必聴のトークセッションなど、多くのプログラムを実施します。

また、今年度「東京ライフ・ワーク・バランス認定企業」として選定した中小企業に認定状を授与し、その中から、ライフ・ワーク・バランス推進に向けて特に優れた取組を行っている企業を「大賞」、「知事特別賞」として、フェスタ当日に発表及び表彰します。

交流スペースでは、生活と仕事の両立推進を支援する企業・団体による出展や、テレワークを体験できるコーナーをご用意しています。ぜひご来場ください！

- 日 時 平成30年2月8日(木)10時～17時
- 会 場 東京国際フォーラム ホールE(2)(千代田区丸の内三丁目5番1号)

メインステージ

基調講演 ▶▶▶ 10時15分～11時15分

「『ライフ』も『ワーク』もやめられない、とまらない。～カルビー流、ダイバーシティ×ライフ・ワーク・バランス～」
 松本 晃(カルビー株式会社/代表取締役会長兼CEO)

平成29年度東京ライフ・ワーク・バランス認定企業認定状授与式

- 11時30分～12時/第一部：認定状授与式(大賞、知事特別賞発表)
- 12時～12時45分/第二部：認定企業紹介

パネルディスカッション ▶▶▶ 13時30分～15時

「『働き方改革』言うだけで終わらせないためには」

- モデレーター/魚住 りえ(フリーアナウンサー)
 - パネリスト/小室 淑恵(株式会社ワーク・ライフバランス/代表取締役社長)
 - 青野 慶久(サイボウズ株式会社/代表取締役社長)
 - 岩井 孝夫(株式会社クレストコンサルティング/代表取締役社長)
- ※29年度ライフ・ワーク・バランス認定企業



▲主催者挨拶及び授与者
 東京都知事
 小池 百合子

トークセッション ▶▶▶ 15時30分～16時30分

「イマドキ子育て世代のライフ・ワーク・バランス～パパが変わればすべてが変わる?～」

- 山口 理栄(育休後コンサルタント®)
- 塚越 学(NPO法人ファザーリング・ジャパン/理事)



※基調講演、パネルディスカッション等メインステージイベントは、事前申込制です。

※詳細は、公式HPをご覧ください。HP <http://www.lwb-festa.metro.tokyo.jp/>

【問合せ先】産業労働局 雇用就業部 労働環境課 ☎03-5320-4649

東京商工会議所と「東京における働き方改革の推進等に関する連携協定」を締結しました！

東京都は、働き方改革の推進など東京の課題解決に向けて、7万8千会員を要する東京商工会議所と連携・協力し、普及促進などの取組を実施するため、「東京における働き方改革の推進等に関する連携協定」を11月30日に締結しました。

締結式には、東京都からは小池知事、藤田産業労働局長、佐藤都市整備局理事が、東京商工会議所からは三村会頭、伊藤副会頭、前田副会頭、石田専務理事が出席し、和やかな雰囲気のもと連携協定書を交わしました。



▲連携協定書を持ち記念撮影
(左から、前田副会頭、三村会頭、小池知事、伊藤副会頭、石田専務理事)

小池知事は「働き方改革の輪をさらに広げていき、生産性・創造性を高め、少子高齢化という人口動態の大きな問題を働き方から解決していきたい。」と挨拶し、これを受け、三村会頭は「企業は人出不足が最大の問題だが、働き方改革は、問題解決の有力な手段になる。」と挨拶しました。

協定の目的

東京における働き方改革の推進等に向けて、以下について相互に連携・協力して取り組む。

連携項目

- テレワークの推進
- 働き方改革宣言企業制度の普及
- 時差Bizの普及
- 女性の活躍促進
- ライフ・ワーク・バランスの推進
- オリパラ大会に向けた労働環境の整備(ボランティア休暇制度の整備促進)
- 中小企業の人材確保

【問合せ先】産業労働局 雇用就業部 労働環境課 ☎03-5320-4647

特別対策 東京都中小企業従業員生活資金融資 利率の引き下げ実施中！

中小企業等で働く方の生活の安定を図るため、特別対策として生活資金融資の融資利率を期間限定で0.2%引き下げています。(平成29年12月1日から平成30年3月31日までにお申込みが対象。)ぜひ、ご利用ください！

*1 返済期間・方法等詳細はお問い合わせください。 *2 審査の結果、ご希望に沿えない場合もございます。

	個人生活資金融資(さわやか)	子育て・介護支援融資(すくすく・ささえ)																				
用途	転居費用、レジャー費用、その他生活費に	子育てにかかる費用(教育費・医療費等)、介護休業中の生活資金など																				
お申込み条件	<ul style="list-style-type: none"> ●お勤め先の会社下表のいずれかに該当している方 <table border="1"> <thead> <tr> <th>会社等の業種</th> <th>資本金・出資金 又は 従業員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小売業</td> <td>5千万円以下 又は 50人以下</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>5千万円以下 又は 100人以下</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>1億円以下 又は 100人以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の業種</td> <td>3億円以下 又は 500人以下</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ●現在の勤務先に6か月以上勤務している方 ●現住所に3か月以上居住し、勤務先又は住所が都内にある方 ●年間収入(税込み)が800万円以下の方 ●住民税を滞納していない方 	会社等の業種	資本金・出資金 又は 従業員数	小売業	5千万円以下 又は 50人以下	サービス業	5千万円以下 又は 100人以下	卸売業	1億円以下 又は 100人以下	上記以外の業種	3億円以下 又は 500人以下	<ul style="list-style-type: none"> ●お勤め先の会社下表のいずれかに該当している方 <table border="1"> <thead> <tr> <th>会社等の業種</th> <th>資本金・出資金 又は 従業員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小売業</td> <td>5千万円以下 又は 50人以下</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>5千万円以下 又は 100人以下</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>1億円以下 又は 100人以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の業種</td> <td>3億円以下 又は 500人以下</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ●現在の勤務先に6か月(育児休業・介護休業を要件とする場合は1年)以上勤務している方 ●現住所に3か月以上居住し、勤務先又は住所が都内にある方 ●妊娠から子育て期間(*)中の方又は介護休業中の方 *子育て期間：妊娠期から子が20歳に達した年度の3月31日まで ●住民税を滞納していない方 	会社等の業種	資本金・出資金 又は 従業員数	小売業	5千万円以下 又は 50人以下	サービス業	5千万円以下 又は 100人以下	卸売業	1億円以下 又は 100人以下	上記以外の業種	3億円以下 又は 500人以下
会社等の業種	資本金・出資金 又は 従業員数																					
小売業	5千万円以下 又は 50人以下																					
サービス業	5千万円以下 又は 100人以下																					
卸売業	1億円以下 又は 100人以下																					
上記以外の業種	3億円以下 又は 500人以下																					
会社等の業種	資本金・出資金 又は 従業員数																					
小売業	5千万円以下 又は 50人以下																					
サービス業	5千万円以下 又は 100人以下																					
卸売業	1億円以下 又は 100人以下																					
上記以外の業種	3億円以下 又は 500人以下																					
融資額	70万円以内 特例 100万円以内 (医療費、教育費、冠婚葬祭費、住宅の増改築費にご利用の場合)	100万円以内																				
年利	固定金利 1.6% (平成30年3月31日まで)	固定金利 1.3% (平成30年3月31日まで)																				
返済期間	3年以内 (借入額が70万円超の場合は5年以内)	据置期間後5年以内 *据置期間 <ul style="list-style-type: none"> ●子が1歳6か月に達するまでの育児休業期間 ●産後休暇中に引き続いての育児休業が承認済であれば、産後休暇中も据置期間に含むことができます。 ●介護休業期間(12か月を限度) 																				

TOKYOはたらくネット ⇒ <http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/fukuri/yushi/index.html>

【問合せ先】産業労働局 雇用就業部 労働環境課 ☎03-5320-4653

「職業訓練校生徒作品展'18&匠の技展」を開催します!

都立職業能力開発センター・校、認定職業訓練校の生徒作品と技能士会の作品を展示する「職業訓練校生徒作品展'18&匠の技展」を開催します。作品の販売等も実施します。是非ご来場下さい!

〔日 時〕平成30年1月10日(水)・11日(木) 10時～18時(11日は16時まで)

〔場 所〕新宿駅西口広場イベントコーナー

〔入場料〕無料 ※一部体験料金がかかるものもあります。

〔内 容〕

❖見る(展示)：机・棚・木工製品、着物、ドレス、紳士服、美容、モデルカー、カレンダー、屏風、掛け軸、金属加工、ゲーム機、塗装、住宅模型、製パン など

❖つくる(体験)：ミニゴザを使った花瓶敷き、和本、着物着付け、はんこ、ストラップ、ミニ塵取り、洋裁小物、ハンドマッサージ、ジェルネイル、バックハンガー など

❖買う(即売)：木工・木製家具*、婦人服、ネクタイ、い草製品、表装製品、ノート、印章、貴金属製品 など

❖実演：椅子張り、注文洋服、和裁、内装仕上げ、ふとん製作、手彫りゴム印、貴金属、野菜剥きものの名人芸 など

*「木工・木製家具」の即売方法

抽選で販売いたします!

応募は両日10:00～12:30、

当選発表は両日13:00～です。



※写真は昨年度販売したものです。



▲プレス金型



▲製パン



▲屏風

【問合せ先】東京都職業能力開発協会 ☎03-5211-2352 (木工・木製家具については)東京都産業労働局 雇用就業部 技能振興担当 ☎03-5320-4715

中小企業雇用環境整備推進研修会を実施します!

東京都では、中小企業の経営者、人事労務担当者の方を対象に、雇用環境整備の取組を促進するための研修会を実施します。関連法令の解説を含む、実務に役立つ知識を紹介します。ぜひご参加ください!

1月、2月の研修会のご案内

【研修会&相談会】仕事と介護の両立研修会

「働きながら介護するために～企業に必要な両立支援策と職場づくり～」

- ◆日時：平成30年1月10日(水) 14時～16時
※研修会終了後、専門家による個別相談会を実施します(16時～17時、事前申込制)。
- ◆会場：ちよだプラットフォームスクウェア 5階 会議室504・505・506
- ◆講師：NPO法人となりのかいこ 代表理事 川内 潤 氏

人事労務管理研修会「過重労働対策をめぐる最前線～今後、企業に求められる対応とは～」

- ◆日時：平成30年1月30日(火) 14時～17時
※本研修会は講義のほか、研修テーマについての意見交換会が含まれます。
- ◆会場：すみだ産業会館 9階 会議室4
- ◆講師：安西法律事務所所属弁護士 倉重 公太郎 氏

仕事と育児の両立研修会

「経営者の視点から見た、仕事と育児の両立支援のあり方～中小企業に必要な対応と職場づくりのポイント～」

- ◆日時：平成30年2月6日(火) 14時～16時
- ◆会場：人事労務会館 3階 大会議室
- ◆講師：いいの経営労務管理事務所代表 特定社会保険労務士 飯野 正明 氏

受講料
無料!



★申込み・詳細：以下の  をご覧ください。★  <http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/equal/koyoukankyo/kenshuu/>
【問合せ先】労働相談情報センター 事業普及課 企業支援担当 ☎03-5211-2248



東京労働局からのお知らせ

<http://tokyo-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

～無期転換ルールに関する特例申請について～

来年4月以降、有期雇用労働者に係る無期転換ルールの本格的な運用が始まりますが、「定年後の再雇用者」などについては、労働局長の認定を受けることにより、無期転換申込権が発生しないこととする特例が設けられています。

この特例に関する申請件数が増加しています。年度内に認定を受けることをお考えの事業主の皆様には、お早めに申請することをお勧めします。詳細は、東京労働局 を参照願います。

【問合せ先】東京労働局 雇用環境・均等部 指導課 有期特措法担当 ☎03-3512-1611

女性活躍推進法・次世代育成支援対策推進法の行動計画が終期を迎える事業主のみなさま

次期行動計画の策定はお早めをお願いします。行動計画策定届は下記へご提出ください。

【問合せ先・提出先】

東京労働局 雇用環境・均等部 指導課
女性活躍・次世代法担当 ☎03-3512-1611
〒102-8305
千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎14階

労働保険料の納付はゆとりの口座振替で！

平成30年度からのお申し込みは、平成30年2月26日(月)までに金融機関へご提出ください。申込用紙は厚生労働省のホームページからダウンロードできます。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/hokenryou/dl/kouza-01.pdf>

【申込み・問合せ先】東京労働局 労働保険徴収部 徴収課
☎03-3512-1627

確認した？東京都最低賃金は時間額958円

最低賃金とは、使用者が労働者に支払わなければならない賃金の最低額を定めた国の制度です。東京都最低賃金は、都内で働くすべての労働者のセーフティネットとして適用され、労働契約のうち最低賃金未満の賃金部分は無効となります。

◎最低賃金額との比較方法は？

①時間給の場合

時間給()円 ≥ 最低賃金額(時間額) 958円

②日給の場合

日給()円 ÷ 1日の平均所定労働時間 = ○○○円(時間額に換算) ≥ 最低賃金額(時間額) 958円

③月給の場合

月給()円 ÷ 1か月の平均所定労働時間 = ○○○円(時間額に換算) ≥ 最低賃金額(時間額) 958円

※①、②、③が組み合わさっている場合、例えば、基本給が日給で各手当(職務手当など)が月給の場合は、

ア 基本給(日給) → ②の計算方法で算出

イ 各手当(月給) → ③の計算方法で算出

ウ アとイを合計した額 ≥ 最低賃金額(時間額)

<http://tokyo-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/> 【問合せ先】東京労働局 労働基準部 賃金課 ☎03-3512-1614



～労使一体となって計画的に年次有給休暇を取得しよう！～

仕事休もっ化計画

1月4日と5日を休んで長期連休に！

労働者の皆さんへ

年末年始の休暇につなげて「プラスワン休暇」を取得し、長期休暇にしてみませんか。

年末年始が繁忙期に当たるなどの場合は、その前後の期間に交代で連続休暇を取得できるような環境づくりを進めましょう。

経営者・人事担当者の皆さんへ

一定の要件の下、年次有給休暇を計画的に(一斉に)付与できる「計画年休制度」を活用してみませんか。

また、「労働時間等見直しガイドライン」が改正され、年次有給休暇付与の早期化を検討すること等が盛り込まれました。

☆詳細は…[働き方・休み方改善ポータルサイト](#)

<http://work-holiday.mhlw.go.jp/>

【問合せ先】東京労働局 雇用環境・均等部 指導課 働き方改革担当 ☎03-3512-1611

2017年12月+2018年1月

日	月	火	水	木	金	土
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20



求職者支援訓練 2月開講コースのご案内



【対象】雇用保険受給資格がない求職者等一定の要件を満たす方 ※詳細は でご確認ください。

【訓練科目】事務・医療事務・介護・IT等約30コース 【開講日】平成30年2月20日(火)

【募集期限】平成30年1月22日(月) 【受講料】無料(テキスト代等は自己負担)

※申込み・ご相談は、お住まいの住所を管轄するハローワークの訓練担当窓口まで。

http://tokyo-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/shokugyou_kunren/menu/shienkunren.html

【問合せ先】都内各ハローワーク <http://tokyo-hellowork.jsite.mhlw.go.jp>

都立職業能力開発センターからのお知らせ

◆◆◆◆◆ 4月入校生募集のお知らせ ◆◆◆◆◆

東京都では、都立職業能力開発センター等において、求職中の方や新たに職業に就こうとしている方等を対象に、就職に向けて、職業に必要な知識・技能を習得していただくための職業訓練を実施しています。

このたび、4月入校生の募集を以下のとおり行いますのでお知らせします。

■ 都立職業能力開発センターで実施する訓練 ■

【募集科目】機械、建築、造園、電気、介護等、様々な分野の訓練科目を設けています。

※詳細は や募集リーフレットでご確認ください。※ジョブセレクト科4月入校生は別日程で募集します。

【訓練期間】①普通課程：2年または1年 ②短期課程：1年以下(6か月、3か月など)

【申込み】平成30年1月10日(水)～2月2日(金)に住所地を管轄するハローワークか各職業能力開発センター・校の窓口へ申込書を持参。

ただし、雇用保険を受給できる方、45歳以上の方、障害のある方、母子家庭のお母さん等、求職者支援制度による職業訓練受講給付金の要件を満たす方は、住所地を管轄するハローワークまでお申込みください。

【選考日】平成30年2月14日(水)～16日(金)

【選考内容】○学力検査(国語・数学/高等学校卒業程度)または筆記試験(国語・数学/義務教育修了程度)
○面接等

【授業料・選考料】①授業料年額118,800円、入校選考料1,700円。②授業料、入校選考料無料。

※教科書・作業服代は自己負担。

「TOKYOはたらくネット」→ <http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/school/sisetunai/annai/>

【問合せ先】雇用就業部 能力開発課 公共訓練担当 ☎03-5320-4716

■ 民間の教育機関に委託して実施する訓練 ■

【訓練期間・募集科目】※科目・実施施設により開始日等は異なります。

◆2年 ①介護福祉士養成科、②保育士養成科、③会計分野等の専門課程

◆1年 義肢装具科 ◆6か月 事務、IT、販売、観光等の17コース

【申込み】平成30年1月5日(金)～2月1日(木)に住所を管轄するハローワークの窓口へ申込書を持参。 【授業料】無料。教科書代等は自己負担。

※詳細は、 「TOKYOはたらくネット」

<http://hataraku.metro.tokyo.jp/school/itaku/plan/> か、パンフレット(ハローワーク等で配布)で。

【問合せ先】雇用就業部 能力開発課 就業促進担当 ☎03-5320-4807



キャリアアップ講習1月受付

スキルアップや資格試験受験対策のための短期講習を実施しています。

【内容】3次元CAD/CAE(SolidWorks)【基礎】、第二種電気工事士(実技)【基礎】、VisualC#によるプログラミング 全3コース(予定)。

【対象】現在、主に中小企業で働いている方で、都内に在住または在勤の方。

【費用】授業料6,500円(他に教科書を各自購入)

【申込期間】平成30年1月1日(月・祝)～10日(水) ※期間内必着のこと

申込みは、往復はがき、 、 で、必要事項を記入の上、直接、実施校へ提出。

注) 1月10日がシステムメンテナンス日となり、22時30分以降の電子申請ができなくなります。ご注意ください。

http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/school/carr_up/

【問合せ先】産業労働局 雇用就業部 能力開発課 地域人材育成担当 ☎03-5320-4719



しごとを探している方向けのセミナー

(公財)東京しごと財団

*初めて東京しごとセンター・東京しごとセンター多摩をご利用の方は、事前に利用者登録をしていただきます。
*セミナー等の募集は、原則として、先着順での受付となります(「就活エクспレス」「東京しごと塾」を除く)。
*一部のセミナーは、から申し込み可能です( <http://tokyoshigoto.jp/>)。



◆東京しごとセンター(千代田区飯田橋3-10-3)のセミナー

対象	講習・セミナー名	内容	日時	会場	定員	申込先
34歳以下	就活応援新春イベント キンタロー。&同期芸人が語る、笑って働くためのシゴト術 ～ピンチも挫折もエネルギーに変える!～	テレビでは明るく、一見悩みも無さそうなお笑い芸人ですが、実際のところは…苦労や挫折をどう乗り越えて今に至るのか、パネルディスカッション、ものまねを交えながら、楽しくお話しいたします。就活に前向きになろう!	平成30年1月11日(木) 13時30分～15時30分	東京しごとセンター	100人 (予約制)	ヤングコーナー ☎03-5211-6351
30～44歳以下	就活エクспレス(面接突破コース)	面接応用力を強化したい方・活動を振り返りたい方向けの5日間コース。	平成30年1月16日(火)～1月22日(月) 9時30分～15時30分	東京しごとセンター	25人 (面談による選考あり)	ミドルコーナー ☎03-3234-1433
	東京しごと塾	職務実習や求人企業とのマッチングによる正社員就職及び採用後の定着支援。	平成30年1月9日(火)～3月28日(水) 9時30分～16時30分	外部会場: 西新宿ビル4階 (新宿区西新宿7-7-29)		ミドルコーナー ☎03-3221-5871
概ね50歳以上	就業支援総合セミナー 「50歳から考える!職業生活設計」	ライフプランを踏まえたキャリアデザインを行うために、今からできる再就職の準備方法を学ぶ。	平成30年1月20日(土) 11時～17時	東京しごとセンター	80人	シニアコーナー ☎03-5211-2335
55歳以上	就職支援講習「保育補助員」コース	保育園で働く上で必要な基本的知識等について学びます。	平成30年2月1日(木)～2月23日(金)(全13日) 10時～16時		20人 (面接選考あり)	能力開発係 ☎03-5211-2327

◆東京しごとセンター多摩(国分寺市南町3-22-10)のセミナー

対象	講習・セミナー名	内容	日時	会場	定員	申込先
29歳以下	若者と企業の交流会 in 国分寺	中小企業の魅力や仕事のやりがいなどを理解するため、人事担当者様と交流を行います。4社の企業が参加予定。	平成30年1月12日(金) 12時30分～16時30分	東京しごとセンター多摩	50人	☎042-329-4510
全年齢	就職面接会 in 西東京	参加予定企業10社程度。当日は複数の企業と面接が可能。	平成30年1月31日(水) 13時～16時 (受付時間12時30分～15時)	西東京市南町スポーツ・文化交流センターきらっと	予約不要	☎042-329-4524
女性	女性のための再就職支援セミナー in 武蔵野(武蔵野商工会館)	働く女性を取り巻く環境を理解するとともに、自分らしい仕事の選び方、成果を出す就職活動の進め方を学ぶ。	平成30年1月30日(火) 13時～15時30分	武蔵野商工会館	50人	

労働相談情報センターからのお知らせ ～労働セミナー～

【労働者向けセミナー】

『「同一労働同一賃金ガイドライン案」逐条解説ほか』

〔日時〕平成30年1月15日(月)、17日(水) 18時30分～20時30分

〔講師〕特定社会保険労務士 安中 繁氏 〔定員〕100名 ※先着順、要事前申込。

〔会場〕国分寺労政会館4階 第5会議室


※詳細はで。→TOKYOはたらくネット「労働セミナーのご案内」 <http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/seminarform/index/menu/>

【問合せ先】労働相談情報センター 国分寺事務所 ☎042-323-8511



公正な採用選考のために～

東京都では、就職の機会均等を確保するため、応募者本人の適性や能力に基づく公正な採用選考を推進しています。詳細は、東京都の雇用就業に関する総合WEBサイト「TOKYOはたらくネット」をご覧ください。

リサイクル適性

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。